訂正公告

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

2024年10月18日付の公告「教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)」(調達管理番号24a00701)に関し、以下の通り公告内容の一部を変更します。

記

- 1. 入札説明書 20 ページ「第3 技術提案書の作成要領(3)業務従事者の経験・能力等」について、下記のとおり訂正します。(訂正箇所は下線部のとおり)
 - (3)業務<mark>総括</mark>者の経験・能力等
 - 1)業務<mark>総括</mark>者の推薦理由・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - 2)業務総括者の経験・能力等・・・・・・・(参考:様式2(その1、2))
 - 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・(参考:様式2(その3))
- 2,入札説明書 22 ページ「評価表 3.業務従事者の経験・能力」について、下記のとおり訂正します。(訂正箇所は<u>下線部</u>のとおり)
 - 「3. 業務<mark>総括</mark>者の経験・能力」

以上

別添 1 訂正版入札説明書

入札公告

当機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第11条の規定に基づき、 以下の一般競争入札(総合価格落札方式)を公告します。

2024年10月18日

独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事

- 1. 業務名称:教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)
- 2. 競争に付する事項:入札説明書第1入札手続3. のとおり
- 3. 競争参加資格:入札説明書第1入札手続5. のとおり
- 4. 契約条項:入札説明書第5契約書(案)のとおり。
- 5. 電子入札による入札執行: 本業務の入札は電子入札システムで実施します。詳細については入札説明書をご覧ください。
- 6. その他:入札説明書のとおり。

以上

入札説明書

【電子入札システム対象案件

/総合評価落札方式】

業務名称:教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)

調達管理番号: 24a00701

第1 入札手続

第2 業務仕様書(案)

第3 技術提案書の作成要領

第4 経費に係る留意点

第5 契約書(案)

別添 様式集

2024年10月18日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2024年10月18日

調達管理番号 24a00701

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称:教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)
- (2) 選定方式:一般競争入札(総合評価落札方式)
- (3) 業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり
- (4)業務履行期間(予定):2024年12月下旬から2025年10月中旬

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部 契約推進第三課 【電話】 03-5226-6609

【メールアドレス】e sanka@iica.go.ip

※ 当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica. go. jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してくだ さい。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2)書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出方法については、別 紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記(1)の連絡先までお問い合わせください。

2)電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

* JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。

①認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル(設定~利用者登録)」をご参照ください。認証局によりますが、ICカードの発効には2~4週間かかります。

②団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7~10 営業日かかります。

【団体情報登録】

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html

3)書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、技術提案 書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原 則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お 間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの6ページを参照ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従 事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指

します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けてい る者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま せん。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」 の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

3) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

- a)資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ)の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社 法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する 会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225 号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会 社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社を いう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する 役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の 役員を現に兼ねている場合

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社に おける監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資 会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定す る定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされて いる社員を除く。)
- iv. 組合の理事
- v. その他業務を遂行する者であって、i からiv までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合 その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ る場合。

※留意事項:競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を 行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基 づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵 触するものではありません。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない 補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 手続全般にかかる事項(1) 書類等の提出先」まで電子メールで提出してください。提出方法及び締切日時は 別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1)提出書類:
 - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
 - b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
 - c) 資本関係又は人的関係に関する申告書
 - d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - 共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社 (構成員)の資格確認書類(上記 a)、b)、c))
- 2) 確認結果の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

6. その他関連情報

なし

7. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載の うえ、メールに添付して提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3)上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、 以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略し ます。

https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2024.html

(4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争 参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札 金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. 辞退届の提出

(1)競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先: e_sanka@jica.go.jp

件名:【辞退】(調達管理番号) (法人名) 案件名

- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札 において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

9. 技術提案書・入札書

(1)提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1)技術提案書は、可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、別紙「手続・締切日時一覧」の提出期限までに、「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」へ、メール添付にて提出ください。
- 2)入札書は、入札書受付締切日時までに電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。なお、総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」(3桁の半角数字)を必ず入力してください。また、入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

(2) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3)技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 4)入札保証金は免除します。

(3)技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1)提出期限後に提出されたとき。
- 2)提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第1入札手続き4.(2)3)を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき (虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10.技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。 通知期限までに結果が通知されない場合は、上記「4.(1)書類等の提出先」ま でメールでお問い合わせ下さい。

11. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格 となります。

- (1) 入札開始日時:2024年12月17日(火) 14時00分
- (2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「13.入札方法等」をご覧ください。

12. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(入札者側のPCのトラブルによる場合も含む)。

13. 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2)入札会の手順
 - 1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

- 2) 再入札及び不落随意契約交渉
- a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札 通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入 札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2 回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交 渉に応じて頂く場合があります。

(3)入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して 必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4)予定価格の範囲内で総合点(技術点と価格点の合計)が同点となった者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入

カいただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

14.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定方法

総合評価落札方式 (加算方式) により電子入札システム上で落札者を決定します。

(1)評価項目

評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目 及び入札価格です。

(2)評価配点

評価は200点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点100点

価格点100点

とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入します) し、合計点を技術評価点とします。

| 当該項目の評価 | 評価点 |
|---|---------|
| 当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が 十分期待できるレベルにある。 | 80%以上 |
| 当該項目については、一般的な水準に達しており、業 | 80%未満 |
| 務の履行が十分できるレベルにある。 | 60%以上 |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困 | |
| 難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価に | 60%未満 |
| よっては、全体業務は可能と判断されるレベルにあ | 4 0 %以上 |
| る。 | |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提</u> | 4 0 %未満 |
| 案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目 | 4 0 % 不 |

<u>の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われる</u>レベルにある。

なお、技術評価点が60%、つまり100点満点中60点(「基準点」という。)を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10.技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

また、WLB等推進企業(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業)への評価については、「第3 技術提案書の作成要領 2.技術提案書作成にあたっての留意事項(2)」をご参照ください。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点=(予定価格-入札価格)/予定価格×(100点)

3)総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。<u>落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)</u>をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を 失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」 と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の 秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場 合

16.契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第5 契約書(案)」 に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面に よる契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3)契約保証金は免除します。

(4)契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を 有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表しま す。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照 願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html) 競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - d) 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法 人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財 務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2)技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術提案書の評価結果が不合格であった者の事前提出済み入札書の電子データ は電子入札システム上で開札せず、無効として処理します。

- (5)技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6)競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (7) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。

同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる 場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

(https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase kokunai 230125.pdf)

第2 業務仕様書(案)

1. 総則

この業務仕様書は独立行政法人国際協力機構人間開発部基礎教育グループ(以下「JICA」)が実施する「教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)」の業務内容を示すものである。業務従事者(以下「受注者」)はこの業務仕様書等において指示された内容に基づき業務を行う。

2. 業務名

教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)

3. 業務の背景・目的

JICA は各セクターの協力に係る事業戦略として、2021 年にセクター毎に計 20 のグローバル・アジェンダ(以下、「JGA」)を設定し、同戦略に基づき、開発途上国の課題解決に取り組んでいる。この新たな事業戦略における重要な要素の一つとして、途上国が抱える課題解決に資するための JICA 内外におけるパートナーとの協働・共創による開発インパクトの最大化が挙げられる。JICA は JGA に基づき、内外の多くのパートナーと協働するプラットフォームを形成し、各開発課題の解決に向けた外部との共創の実現、知見の集約等の推進が求められている。

教育 JGA は、「質の高い教育の提供を可能にすることで、すべての人々が自らの才能と能力を十分に伸ばし、尊厳をもって生きることができる社会の基盤を築き、ひいては持続可能な社会経済開発を推進する」ことを目指している。同分野ではこれまで、2030 年までの SDGs 4達成に向け、また途上国へのより良い教育支援を実現するため、課題解決のためのソリューションを自由に議論し、パートナーシップを深め、共創と革新を生みだす「場」として、実務者間のネットワーク「教育協力プラットフォーム」を構築した。既存の JICA 教育 KMN(Knowledge Management Network)タスクに事務局機能を持たせ、JICA/コンサルタント幹事グループを中心に教育協力ウィーク等のイベントを実施している。しかしながら、上述の目的を達成するためには、「教育協力プラットフォーム」機能である「発信・広報」、「人材育成・発掘・活躍の場」、「知見共有・共創」、「連携事業」に応じた多種多様な活動に対応するために、従来に比べ幅広い分野・業界の知見を集約できる支援体制を構築する必要がある。

上述の背景を踏まえ、本業務は、多様なパートナーとの協働・共創およびインパクトの最大化実現のため、JGA 推進に係る業務、及び教育協力プラットフォームの運営支援をすることを目的とする。

4. 履行期間

2024年12月下旬から2025年10月中旬(10ヵ月)

5. 教育協力プラットフォーム概要

(1) プラットフォームの目的

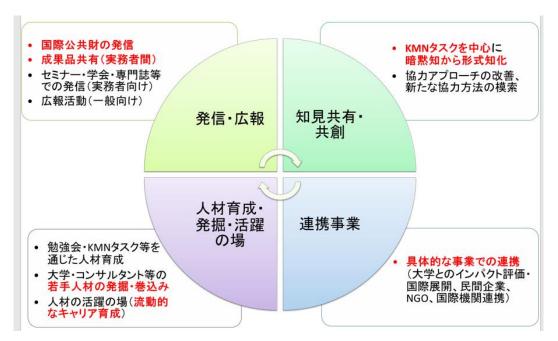
2030 年 SDGs 4 達成に向け、途上国へのより良い教育支援を実現するため、課題解決のためのソリューションを自由に議論し、パートナーシップを深め、共創と革新を生みだす「場」として、実務者間のネットワークを構築する。

(2) プラットフォームの枠組み

- アクター:コンサルタント/専門家、大学/研究機関、NGO/NPO、民間企業、国際 機関、省庁・政府機関、JICA等
- 事務局機能:既存の枠組みとして、JICA教育 KMN (Knowledge Management Network) タスクを中心に実施。教育協力ウィーク等のイベントは JICA/コンサルタント幹事グループ中心に対応。今後活動範囲に応じて、段階的に検討。

(3) プラットフォームの機能と活動

下図のとおり、以下4つの機能「発信・広報」、「人材育成・発掘・活躍の場」、「知見 共有・共創」、「連携事業」を併せ持ち、それぞれの機能に対応する活動を実施する。



6. 業務の内容

本業務は、教育 JGA の促進を目的とした各種業務、教育協力プラットフォームかかる運営の支援、および教育協力プラットフォーム改善のための提言を通じ、JGA の目的達成と本プラットフォームの活性化を図るものである。

(1)教育協力プラットフォーム関連業務

① 教育協力ウィーク開催支援(2024年12月~2025年10月、約40人日)

教育協力ウィーク(年1回、9月予定)について、事前準備(準備会合(10回程度を 想定)の日程調整・議事録作成、セッションテーマの整理、準備状況進捗管理、広報資 料作成、依頼状作成送付等)、開催支援(会議案内作成、会場設営、ネットワーク設定、 運営支援等)及び整理業務(会議設定、次回開催に向けた課題整理等)を行う。2024年 度は整理業務のみを想定する。

- ② 教育協力プラットフォーム運営支援(2024年12月~2025年10月、約35人日) 教育協力プラットフォームについて、メンバーシップ登録対応、分科会活動の側面支援、広報・発信等を行う。必要に応じて、メーリングリストや専用ホームページの作成・管理を行う。
- ③ 教育協力プラットフォーム改善提言業務 (2025 年 8 月~2025 年 10 月、約 20 人日)

本分野のプラットフォーム運営支援において得られた教訓および今後の運営に対する改善事項を、プラットフォーム改善提言として「教育協力プラットフォーム支援業務報告書」にまとめる。

(2)教育 JGA 促進に係る関連業務

- ① 実務者間での勉強会の開催支援(2024年12月~2025年10月、約20人日) 国際教育協力の知見・ネットワークの強化を目的に開催する大学及びコンサルタント関係者との勉強会について、JICA内の運営事務局の指示に従い、事前準備(準備会合(4~5回程度を想定)の日程調整、議題整理、議事録作成等)、開催支援(会議案内作成、会場設営、ネットワーク設定、運営支援等)及び整理業務(会議設定、次回開催に向けた課題整理等)を行う。
 - 大学勉強会の開催(年1回、3月予定)
 - ▶ コンサルタント勉強会の開催(年2回、6月と1月予定)
 - ▶ KMN の各タスクが実施した活動及び成果のとりまとめ
- ② 長期研修員受け入れ支援(2024年12月~2025年10月、約50人日)

当グループの所掌する長期研修スキームである新留学生プログラム「子どもの学びの改善」にて大学の学位課程(修士・博士)に就学する技術研修員の受入れ手続き(出願・入学手続き等)にかかる以下の業務を行う。

- ア) 各受入先大学との窓口となり、研修生の受け入れに係る各種調整
- イ) 各大学の新留学生プログラム手続き概要資料の最新情報の更新

上記ア)には以下の業務を含む。

► 各受入先大学のウェブサイトから最新の出願・入学手続きスケジュールを 確認し、受入先大学ごとに General Information (GI) ひな型を作成す る。GI ひな型の作成にあたっては、各国から受入れを想定する研修員の専攻分野に関する記載を取り入れるため、人間開発部内各国担当者へ確認を依頼する。

- ▶ JICA 研修スキームへの応募書類(アプリケーションフォーム及び添付書類)の不備を確認する。
- スクリーニングの日程を受入先大学・人間開発部内各国担当者と調整し、 会議を設定する。
- スクリーニング完了前に各受入先大学へ検定料の請求書の提出を依頼する。請求書を受領したら、受入先大学ごとに検定料支払依頼書を起案し、 人間開発部内各国担当者へ共有する。
- 出願書類の不備を確認する。出願書類が不備のない状態になり次第、(必要に応じ)個別の資格審査申請の要否の確認のため大学へ事前確認を依頼する
- ▶ (必要に応じ)大学による出願書類の事前確認の結果、個別の資格審査申請が必要とされた候補者がいた場合、同申請にかかる調整を行う。
- ▶ 出願書類を大学へ提出する(在外事務所から直接大学へ提出する国を除く)。
- ▶ 受入先大学から合格通知を受領し、人間開発部内各国担当者へ共有する。
- ▶ 受入先大学から入学手続き書類を受領し、人間開発部内各国担当者へ共有する。
- ▶ 入学手続き書類の不備確認の要否を人間開発部内各国担当者へ確認し、確認の必要がある国については入学手続き書類の不備を確認する。
- ▶ 入学手続きを大学へ提出する(在外事務所から直接大学へ提出する国を 除く)。

③ 高官の日本招聘受入手続き業務補佐(約20人日)

高官招聘(複数国)の受入業務について、担当職員を補佐し、旅行会社との連絡・調整及び訪問先との日程調整等を行う。

- ▶ 旅行会社との移動方法確認
- ▶ 配車状況確認
- ▶ 昼食・夕食場所確認
- ▶ 通訳手配確認
- ⇒ 訪問先との日程調整
- 資料確認・翻訳・著作権確認
- 面談記録、広報資料作成

④ 広報業務支援(2024年12月~2025年10月、約40人日)

主にこれまでに JICA において作成した説明資料(受注者に別途提供)及び公開情報等を活用した、広報資料や広報用写真の取りまとめや整理、指示に基づく広報資料の作

成業務が含まれる。また、基礎教育協力における技術協力プロジェクト、無償資金協力 及び 有償資金協力について、裨益者数等の定量的実績を、システムからの書き出し情 報(受注者に別途提供)を基に、案件ごとに整理する。

⑤ GPE 連携事業支援(2024年12月~2025年1月、47人日)

JGA では現場での課題解決や成果の最大化のためにはさまざまな開発パートナーとの連携が不可欠であり、連携によるコレクティブインパクトを推進する方針を示している。このような方針の下、今後、開発効果発現が期待される国において GPE 資金の執行管理を担う Grant Agent (GA) 受託の可能性を具体的に検討するため GA 資格認証手続きと、業務量、体制、資金管理シミュレーション、調達フロー、リスク対応策を整理した上で GPE 委託業務の手引書の作成を行っている。業務は以下の通り。

- ア) GPE・GA 認証取得のための審査業務フォロー
- イ) GPE・GA 受託業務の手引更新業務
- ウ) その他 GPE 関連業務
- ア) GPE・GA 認証取得のための審査業務フォロー

GPE 事務局及び審査手続きを担当する PwC からの問い合わせ、インタビュー、追加資料提供依頼等が予想されるため、GPE と JICA 関係連部署との連絡調整業務を行う。

- ➤ GA 認証取得関連: GPE・Financial Risk Committee(FRC)での推薦・認証状況のフォロー
- ► 合意文書の締結関連: Financial Procedure Agreement (FPA) の JICA 内法 務チェックに係る調整とフォロー、GPE 及び世界銀行との FPA 締結フォロ
- ▶ 受託業務に係る外務大臣決裁準備補佐
- イ) GPE・GA 受託業務の手引更新業務

作成済の「GPE・GA 受託業務の手引」の更新作業 JICA 内関係部署との調整を経て、必要が生じた際に行う。「GPE・GA 受託業務の手引」の内容は以下の通り。

- ・GPE 概要、GA としての JICA の役割
- ・GPE 事業のフローと実施体制
- ・GPE 事業実施マニュアル(プログラム形成、プログラム・プロポーザル作成・提出・ 審査・採択/承認、資金活動契約 (Program Agreement)、精算・年次報告、評価、 事業の終了)

ウ)その他業務

- ➤ Friend of Education 勉強会への出席調整・聴講・議事録作成等 Friend of Education は国会議員、民間企業、NGO 等が参加する GPE 主催 勉強会であり、3か月に1回程度の頻度で開催される。GPE からの事前共 有情報やFriend of Education 開催案内を踏まえて、業務を行う。
- ▶ GPE 要人来訪(不定期、2022 年度は4回実施)対応と議事録の作成
- ▶ GPE 関連書類(ニュースレター、SNS 等)の確認作業

7. 実施体制

「教育協力プラットフォーム運営支援等業務(基礎教育)」に従事する要員を配置する。業務従事者は目安として各年度3名を想定しており、内いずれか1名は業務総括者を兼任すること。業務場所を含む業務環境・機材等は、原則受注者が準備すること。ただし、受注者による希望もしくはその必要がある場合は、JICA本部内で業務することを可能とする。発注者は、機構内立ち入りに必要なセキュリティカードを付与する。

8. 業務提出物等

- ▶ 業務実施計画書:契約締結日から10営業日以内に電子データで提出すること。
- ▶ 月報:業務進捗把握のため、当該月の実施業務内容及び業務量を記載した 月報を作成し、当該月の末日から 10 営業日以内に監督職員に提出する。た だし、事業年度末においては、JICA が別途受注者に通知する日時までに提 出すること。
- ▶ 教育協力プラットフォーム支援業務報告書: 2025 年 10 月 9 日までに電子 データで提出すること。
- ▶ 同報告書には、以下の内容を含めることとする。
 - ・各種勉強会、KMN 全体会合、教育協力ウィーク等の開催支援状況
 - ・教育協力プラットフォーム改善提言
- 2024年度年次報告書:2025年3月22日までに提出すること。

(活動計画表案)

| インハウスコンサルタント、活動計画 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|---|---|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| | FY2024 | | | FY2025 | | | | | | | | | |
| | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| (1)教育協力プラットフォーム関連業務 | | | | | | | | | | | | | |
| ①教育協力ウィーク開催支援 | | | | | | | | | | | | | |
| ②教育協力プラットフォーム運営支援 | | | | | | | | | | | | | |
| ③教育協力プラットフォーム改善提言業務 | | | | | | | | | | | | | |
| (2)教育JGA促進に係る関連業務 | | | | | | | | | | | | | |
| ①実務者間での勉強会の開催支援 | | | | | | | | | | | | | |
| 大学勉強会の開催 | | | | | | | | | | | | | |
| コンサルタント勉強会 | | | | | | | | | | | | | |
| ②長期研修員受け入れ支援 | | | | | | | | | | | | | |
| ③高官の日本招聘受入手続き業務補佐 | | | | | | | | | | | | | |
| ④広報業務支援 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤GPE連携事業支援 | | | | | | | | | | | | | |

9. 成果品等

- ・ 部分業務完了時 業務進捗報告書(中間報告書): 2025年3月7日までに提出すること。
- · 業務完了時

業務完了報告書: 2025年10月9日までに提出すること。

【業務完了報告書目次(案)】

以下の目次案を想定しているが、必要に応じて記載事項を追加すること。

- ① 本報告書の要約
- ② 業務完了時点での教育協力プラットフォーム機能の概況
 - 人材育成・発掘・活躍の場
 - 知見共有・共創
 - 連携事業 (GPE との連携状況)
- ③ 今後の教育協力プラットフォーム改善、活性化に向けた提言
- ④ 情報ソース一覧

10. 支払い方法について

(部分確定払い)

・ 中間成果品である「業務進捗報告書(中間報告書)」提出後、検査合格を経て 部分払いを行う。

(精算払い)

・ 最終成果品である「業務完了報告書」提出後の検査合格、経費精算確定を経 て精算払いを行う。

以上

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2業務仕様書(案)」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

- (1) 社としての経験・能力等
 - 1) 類似業務の経験
 - a)類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・(参考:様式1(その1))
 - b)類似業務の経験(個別)・・・・・・・・(参考:様式1(その2))
 - 2) 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - 1)業務実施の基本方針(留意点)・方法
 - 2)業務実施体制(要員計画・バックアップ体制等)
 - 3)業務実施スケジュール
- (3) 業務総括者の経験・能力等
 - 1)業務総括者の推薦理由・・・・・・・・・・・・・(任意様式)

 - 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- (1)技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いします。(評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点はO点となりますのでご留意ください。)
- (2) WLB 等推進企業(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の 促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業)への評 価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・ 能力等 (2) 資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準(視点)」及 び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしてい る場合には、技術評価点満点100点の場合は一律1点、満点200点の場合は

一律2点を配点します。

3. その他

技術提案書は可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙:評価表(評価項目一覧表)

評価表(評価項目一覧表)

| 評価項目 | 評価基準(視点) | 配点 | 技術提案書作成 にあたっての留意事項 |
|------------------------------|---|----|---|
| 1. 社としての経験・能力等 | | 35 | 業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。 |
| (1) 類似業務の経験 | ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、特定課題に対する検討委員会の組成・運営業務、ナレッジマネジメント業務および教育分野に関連する業務とする。 ●過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 | 30 | 当該業務に最も類似すると思われる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。 |
| (2)資格・認証等① | 【以下の資格・認証を有している場合評価する。】 ●マネジメントに関する資格 (ISO9001 等) ●情報セキュリティに関する資格・認証 (ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等) ●その他、本業務に関すると思われる資格・認証 | 4 | 資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。 「 ※行動計画策定・周知 」 ・従業員が101人以上の企業には、行動計画の策 定・届出、公表・周知が義務付けられている一方 で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされ ーています。 |
| (2)資格・認証等② | 【以下の認証を有している、もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合、一律1点、満点200点の場合、一律2点とする。】 ●女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ●次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチナくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ●若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」 | 1 | ・行動計画策定後は、都道府県労働局に届け出る必要があります。 ・行動計画策定企業については、行動計画を公表および従業員へ周知した日付をもって行動計画の策定とみなすため、以下に類する書類をご提出の策定とい。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみに限ります。)ー厚生労働省のウェブサイトや自社ホームページで公表した日付が分かる画面を印刷した書類ー社内イントラネット等で従業員へ周知した日が分かる画面を印刷した書類 |
| 2. 業務の実施方針等 | | 50 | |
| (1)業務実施の基本方針(留意 点)・方法 | ●業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。●提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。●その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。 | 30 | 業務仕様書案に対する、本業務実施における基本 方針及び業務実施方法を記述してください。 |
| (2)業務実施体制(要員計画・ バックアップ体制) | ●提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施(管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。●要員計画が適切か(外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務て外注が想定されていないか)。 | 10 | 業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するか記述してください。 |
| (3)業務実施スケジュール | ●具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 | 10 | 業務実施にあたっての作業工程をフロー チャート・作業工程計画書等で作成願います。 |
| 3.業務 <mark>総括</mark> 者の経験・能力 | | 15 | 業務総括者経験・能力等(類似業務の経験、 実務経験及び学位、資格等)について記述願います。 |
| (1)類似業務の経験 | ●特定課題に対する検討委員会の組成・運営業務またはナレッジマネジメント業務に関連し5年以上の実務経験を有することが望ましい。 ●教育分野の国際協力に関連し、3年以上の実務経験を有することが望ましい。特に、他ドナーとの連携促進にかかる経験を評価する。 ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(教育)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ●概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 | 12 | 当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から(現職含む)、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。 |
| (2)その他学位、資格等 | ●発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。●業務遂行に問題ない程度の語学力(英語)を有するか(TOEIC830点相当以上)●その他、業務に関連する項目があれば評価する。 | 3 | 当該業務に関連する資格等を有する場合はその写しを提出してください。 |

100

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

1)業務の対価(報酬)

日額単価を設定し、想定する人日を乗じ算出ください。報酬単価には管理的経費も含めて積算ください。

2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100 に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行い ます。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終 的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

「業務の対価(報酬)」について、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

支払方法については、以下のとおりとする。

(部分確定払い)

・ 中間成果品である「業務進捗報告書(中間報告書)」提出後、検査合格を経て 部分払いを行う。

(最終確定払い)

· 最終成果品である「業務完了報告書」提出後の検査合格、経費精算確定を経 て最終確定払いを行う。

3. その他留意事項

(1) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注 者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

積算様式

1. 業務の対価(報酬)(税抜)

(円)

| | 日額単価 | 人日 | 計 |
|----------------|------|----|---|
| 事務局運営業務 | | | |
| (必要に応じ行を追加・削除) | | | |
| 計 | | | |

- 2. 合計(税抜) 1. = 円 (入札金額)
- 3. 消費税 2. ×10% = 円

以上

第5 契約書(案)

業務委託契約書

1. 業務名称 ●●●●●●●●●●●●●●

2. 契約金額 金00,000,000円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)

3. 契約期間 2024年12月●●日から 2025年10月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と 受注者名〔組織名〕を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場にお ける合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信 義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に規定する業務(以下「本業務」という。)を、業務仕様書の 定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に 対し頭書の「契約金額」の範囲内でその対価を支払うものとする。
 - 2 受注者は、本契約及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施 するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるもの とする。
 - 3 頭書の「契約金額」には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。)を含むものとする。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日 以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法 令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行 われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び本業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第 5 条に規定する監督職員を 経由して提出するものとする。

- 6 前項の書類は、第 5 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 9 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、 予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁 的方法によるものとする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、 また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本 契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものと する。
 - (2)発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。
 - (3) 第18条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム 課長の職にある者を監督職員と定める。
 - 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる 業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
 - 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限 に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権 限に基づき了解することをいう。
 - (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論 を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
 - 4 第 2 項第 2 号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
 - 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
 - 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
 - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括 管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(本業務の内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本

業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 第 1 項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 本業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき 事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の 責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、 この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

- 第 10 条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書 II「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
 - 2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
 - 3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果品等の取扱い)

- 第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果品(以下「成果品」という。)が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
 - 2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果品及び業務実施 報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注 者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、 再検査の期日については、同条第3項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果品等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果品等の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
 - 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の 規定により本契約が解除された場合について、これを準用する。

(成果品等の契約不適合)

第 13 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格 又は同条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、 経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならな い。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時 までに提出するものとする。
 - 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。
 - 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
 - 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 本業務の対価(報酬)

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

(支払)

- 第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。ただし、第 15 条の 2 に定める部分払を受けている場合は、確定金額から部分払の額を減じた額を請求するものとする。また、確定金額が部分払の額を下回るときは、当該部分払の額から確定金額を減じた額を、発注者の指示に基づき、発注者の定める期間内に返納するものとする。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起 算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容 の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を 受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正さ れた請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数 に算入しないものとする。

(部分払)

- 第 15 条の 2 受注者は、部分払を行う旨業務仕様書に規定がある場合で、本業務の完 了前に、当該部分払の対象とする本業務の一部(以下「部分業務」という。)が完 了したときは、当該部分業務に相応する契約金相当額(以下「契約金相当額」とい う。)の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請 求することができる。
 - 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分 業務に係る完了届(以下「業務部分完了届」という。)を提出のうえ、当該部分業 務の検査を求めなければならない。
 - 3 発注者は、業務部分完了届を受領したときは、その翌日から起算して 10 営業日 以内に当該部分業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければな らない。
 - 4 前項の検査の結果、当該部分業務について契約不適合を発見したときは、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者は、遅滞なく当該契約不適合を修正し、発注者に再度当該部分の修正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査については、前二項の規定を準用する。
 - 5 発注者は、本条に定める検査の実施に関して必要があると判断するときは、検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。
 - 6 受注者は、本条に定める検査合格の通知を受けたときは、書面により部分払を 請求することができる。この場合は、発注者は、請求書を受領した日から起算し て30日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 7 第1項に定める契約金相当額は、受注者が提出する契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、同金額とともに部分払の金額を受注者に通知するものとする。
 - 8 第 6 項の規定による部分払の支払があったのち、受注者が再度部分払を請求する場合は、第 1 項及び前項中「契約金相当額」とあるのは、「契約金相当額から、 既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」と読みかえるものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。
 - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分

に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金 員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利 率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第 17 条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象 国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべ からざるやむを得ない事由(以下「不可抗力」という。)により、発注者及び受注 者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅 滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発 注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その 後の必要な措置について協議し定める。
 - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

- 第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3)受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (4) 第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別 清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があ ったとき。
 - (7)受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特 殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対

応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに 準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められ るとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしてい るとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又 は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、 若しくは関与しているとき。
- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイ からチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認 められるとき。
- ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が 受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
 - 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における収受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

(受注者の解除権)

- 第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

- 第21条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の 実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等(仕掛中のものを含む。) があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したも のを発注者に引き渡さなければならない。
 - 2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額(ただし、既払金を控除する。)を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第22条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2)受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認 めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を 行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切 な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者 が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者 に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じた ときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- (6) 第14条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の 規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額 は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えると きは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することがで きるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、 違反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して 支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

(賠償金等)

第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払 わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期 間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指 定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支 払を請求する。

(調査・措置)

- 第 24 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を 判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認め るときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行う ことができるものとする。
 - 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(秘密の保持)

- 第25条 受注者(第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
 - 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

- 3 受注者は、本業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反 行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置 を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならな い。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務 所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切で ある場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

- 第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。) を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者 の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、 複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める 罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4)保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める「個人情報保護に関する実施細則」(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したとき

- は、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本業務の完了後、速やかに保有個人情報の利用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本業務が完了した後も引き続き 効力を有する。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」(平成29年規程(情)第14号)及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任 と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるもの とする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務 上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担にお いて十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(安全対策措置等)

- 第 30 条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 28 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
 - (1)業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、 業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する 場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・死亡・後遺障害
- 3,000 万円 (以上)
- ・治療・救援費用
- 5,000 万円(以上)
- (2)業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、 前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等

- が 3 ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3)業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(「JICA 安全対策研修について」) 上で提供する安全対策研修を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
- (6)業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等(労働安全衛生法第2条第1号(昭和47年法律第57号)にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。) を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- 2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

- 第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に 公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず(調停事件を含む。)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的 管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を 保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20●●年●●月●●日

発注者

受注者

東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 〇〇 〇〇

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第5条に定義する監督職員(以下、「監督職員」という。)の指示、承諾 及び協議は、その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、同第6条に定義 する業務責任者(以下、「業務責任者」という。)と監督職員とがそれぞれ保管 する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者(以下、「契約推進第三課長」という。)が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1.(2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件¹を満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿(以下、これを「二者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更 (定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用)
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、 契約金額及び履行期限等を変更(以下「契約変更」という。)することができる。

¹ 以下、契約事務取扱細則(抜粋)のとおり。

⁽¹⁾ 契約の同一性が確保されること。

⁽²⁾ 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

² 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

定

- ・ 主要な業務従事者(技術評価の対象となった者)の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿(以下、これを「三者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更(定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更)
 - 支払計画の変更
 - 再委託先の決定・変更
- (3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更(上記 2.(1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用)
- 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容 にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

附属書 I

業務仕様書

契約金額内訳書

様式集

<参考様式>

- ■入札手続に関する様式
 - 1. 競争参加資格確認申請書
 - 2. 委任状
 - 3. 共同企業体結成届 (共同企業体の結成を希望する場合)
 - 4. 質問書
 - 5. 機密保持誓約書
 - 6. 資本関係又は人的関係に関する申告書
- ■技術提案書作成に関する様式
 - 1. 技術提案書表紙
 - 2. 技術提案書参考様式 (別の様式でも提出可)

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

別紙

手続·締切日時一覧 (24a00701)

公告日 2024/10/18

| | メール送付先 | e_sanka@jica.go.jp |
|--|--------|--------------------|
|--|--------|--------------------|

| No. | 入札説明書該当箇所 | 授受方法 | 提出期限、該当期間 | メール件名 | 備考 |
|-----|--------------------------|----------|------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 入札説明書に対する質問の提出 | メール | 公告日から2024/10/31(木)正午まで | 【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書 | _ |
| 2 | 質問に対する機構からの回答掲載 | _ | 2024/11/13(水)16時以降 | | 機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載 はありません。 |
| 3 | 技術提案書・競争参加資格確認申請書の 提出 | メール | 2024/11/27(水)正午まで | | 技術提案書は、可能な限り1つのPDFファイルにま とめてください。 |
| 4 | 入札書の提出 | 電子入札システム | 2024/11/27(水)正午まで | | 入札書については、電子入札システムの所定の項 目を入力ください。 |
| 5 | 技術提案書の評価結果の通知 | メール | 2024/12/10(火)まで | | 競争参加資格確認の結果、資格無しの場合もこの 日までに通知します。 |
| 6 | 入札執行(入札会)の日時及び場所等 | 電子入札システム | 2024/12/17(火) 14:00 | _ | 入札結果については電子入札システムより通知し ます。 |